令和8年度　市民税・県民税・森林環境税のしおり

明石市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、「令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書」をお送りします。算定の根拠となりました前年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得金額、所得控除及び税額の算定方法を納税通知書に記載していますので、内容等をご確認のうえ、各納期限までに納付くださいますようお願いします。

目　次

1. 市民税・県民税が課税される人
2. 市民税・県民税が課税されない人
3. 公的年金からの特別徴収（天引き）制度について
4. 所得の種類
5. 所得控除の種類
6. 税率
7. 税額控除の種類
8. 合計所得金額・総所得金額等の関係図
9. 税額の計算例
10. 税額算定の流れと納税の方法・時期について
11. 勤務先を退職（再就職）等された人へ
12. 市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）制度について
13. 納税義務者が死亡された場合について（相続人代表者となられた人へ）
14. Q&A（よくあるお問合せ）

所得控除（社会保険料）の追加申告について

・給与や年金（6ページQ&AのQ6参照）の源泉徴収票に記載されていない控除がある場合で、所得税の申告の必要がない人は、市民税・県民税の申告が必要です。また、申告の際は源泉徴収票記載分の控除もあわせて申告が必要です。

・過年度分も、5年間遡って申告することができます。

減免制度のお知らせ

・失業等により所得が著しく減少し、納税が困難になった人等を対象に、市民税・県民税を減免する制度があります。主な内容は、裏面の「12.市民税・県民税の減免制度について」に掲載しています。
※減免の申請には期限がありますのでご注意ください。

納税通知書についてのお問合せ先

★明石市役所市民税課

☎（078）918－5013（直通）

※「よくあるお問合せ」を裏面［14.Q&A］に掲載していますので、ご質問の上お問合せください。

※「通知書の見方」や「よくある質問と回答」は、明石市　市民税　検索　くわしくはこちら➡

1.市民税・県民税が課税される人　《森林環境税（国税）が課税される人を含む》

（1）令和8年1月1日現在、明石市内に住所がある人が納税義務者になります。このため令和8年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和8年度市民税・県民税・森林環境税は明石市に納めていただきます。
令和8年度市民税・県民税・森林環境税の税額は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得を基に計算されます。

（2）令和8年1月1日現在、明石市内に事務所・事業所・店舗のある人は、明石市内に住所がない場合でも環境・消防等の行政サービスを受けていることに対して、令和8年度市民税・県民税の均等割額（4,800円）が課税されます。

2.市民税・県民税が課税されない人

（1）均等割も所得割も課税されない人　《森林環境税（国税）が課税されない人を含む》

①令和8年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人。
②障害者・寡婦・ひとり親・未成年者（平成20年1月3日以後に生まれた人。）に該当する人で前年の合計所得金額（注1）が135万円以下の人。
③前年の合計所得金額（注1）が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族［16歳未満含む］の人数）+10万円+21万円
（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、21万円の加算額はありません。）

（2）所得割が課税されない人

前年の総所得金額等（注2）の合計額が次の算式で求めた額以下の人。
35万円×（本人+同一生計配偶者+扶養親族［16歳未満含む］の人数）+10万円+32万円
（ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、32万円の加算額はありません。）

（参考）均等割・所得割・森林環境税の課税されない所得金額の早見表（5人以上は省略しています。）

（同一生計配偶者+扶養親族）の人数	均等割・所得割・森林環境税の課税されない合計所得金額（注1）	所得割の課税されない総所得金額等の合計額（注2）
0人	45万円以下	45万円以下
1人	101万円以下	112万円以下
2人	136万円以下	147万円以下
3人	171万円以下	182万円以下
4人	206万円以下	217万円以下

（注1）合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額（譲渡損失の繰越控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡損失の繰越控除前）、先物取引所得金額（損失の繰越控除前）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

（注2）総所得金額等とは、純損失及び雑損失の繰越控除後の総所得金額、分離短期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当等所得の金額（譲渡損失の繰越控除後）、株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡損失の繰越控除後）、先物取引所得金額（損失の繰越控除後）、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

【（注1）・（注2）は、裏面の「8.合計所得金額・総所得金額等の関係図」もご参照ください。】

3.公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

地方税法第321条の7の2の規定により、下記条件に当てはまる人は公的年金からの特別徴収（天引き）が義務付けられています。
次の（1）～（3）の条件等を全て満たす人が、この制度の対象となる人です。
（1）令和8年4月1日現在65歳以上（昭和36年4月2日以前生まれ）で、老齢基礎年金等を受給している人。
（2）老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を控除した後の額が市民税・県民税の額より大きい人。
（3）介護保険料の特別徴収対象者である人。
※対象者の決定は年金保険者から市町村への通知に基づき行います。そのため、上記の条件に当てはまる場合でも、公的年金から特別徴収（天引き）されないことがあります。

今年度から特別徴収（天引き）が開始される人（前年度に特別徴収が停止になった人を含む）

・公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）		本徴収（公的年金から天引き）		
納付時期	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
年税額60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付		年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から天引き		

前年度から特別徴収（天引き）が継続される人

・前年度は上記であった人が、今年度の公的年金等に係る年税額が63,000円になった場合

前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額を仮の税額として特別徴収します。

徴収方法	仮徴収（公的年金から天引き）			本徴収（公的年金から天引き）		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額63,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて天引き			年税額から仮徴収税額合計30,000円を差し引いた額33,000円を3回に分けて天引き		

ご注意　前年度に公的年金からの特別徴収（天引き）が停止となった人や、公的年金等以外の所得（給与・営業・不動産・個人年金・配当など）がある人は、納付書がお手元に届くことがあります。（口座振替や給与からの特別徴収となっている人には、納付書は同封しておりません。）※裏面の「14.Q&A（よくあるお問合せ）」のQ5をご覧ください。
◎「年金振込通知書」に記載されている税額は、前年度の税額を基にした見込税額で、市民税課から送付した「納税通知書 兼 更正決定通知書」に記載されている税額が、確定税額となります。（公的年金からの特別徴収停止（変更）手続きの期限が、年金支給日の約2ヶ月前となっているため、税額の決定もしくは変更を行った時点ですでに停止（変更）が間に合わず、見込税額にて天引きされる場合があります。納め過ぎとなった税額が発生した場合は、後日担当課より過誤納金還付通知書を送付いたします。）

4.所得の種類　市民税・県民税・森林環境税は前年中（令和7年1月～12月）の所得（収入金額－必要経費等）を基に計算します。

所得の種類			所得金額の計算方法
総合課税	①給与所得	サラリーマンの給与など	収入金額－給与所得控除額=給与所得の金額……※1
	②営業等所得	営業等・農業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費=事業所得の金額
	③農業所得		
	④不動産所得	地代・家賃・権利金など	収入金額－必要経費=不動産所得の金額
	⑤雑所得	公的年金など	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額=(a)……※2 それ以外の収入金額－必要経費=(b)
		①～④、⑥～⑨以外の所得	(a)+(b)=雑所得の金額
	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子	利子収入=利子所得の金額（源泉分離課税されるものは、税額計算の対象外）
	⑦配当所得	株式の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額
	⑧総合譲渡所得	土地・家屋・株式以外の資産を売って得た所得	収入金額－譲渡資産の取得価額などの経費－特別控除額(最高50万円)=譲渡所得の金額(c) (保有期間が5年を超える長期譲渡所得の場合、(c)×1/2が所得金額になります。)
	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円))×1/2=一時所得の金額
分離課税	⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－譲渡資産の取得価額などの経費－特別控除額=譲渡所得の金額 (譲渡所得は、保有期間により長期と短期を別に計算します。)
	⑪株式等の譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費=譲渡所得の金額
	⑫上場株式等の配当等所得	上場株式等の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子=配当所得の金額
	⑬先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など	収入金額－必要経費=先物取引所得の金額
	⑭山林所得	山林の伐採・譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)=山林所得の金額
	⑮退職所得	退職金・一時恩給など	(退職金収入－退職所得控除額)×1/2=退職所得の金額(源泉分離課税分は対象外)

※1　給与所得計算表

収入金額(A)	所得金額	
0円～　650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	(A)－650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	(A)÷4（千円未満を切り捨て）×4=(B)	(B)×70%－ 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B)×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%－1,100,000円	
8,500,000円～	(A)－1,950,000円	

※2　公的年金等所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
65歳未満 S36.1.2以後生まれ	130万円未満	収入　－　600,000円
	130万円～410万円未満	収入×75%　－　275,000円
	410万円～770万円未満	収入×85%　－　685,000円
	770万円～1,000万円未満	収入×95%　－1,455,000円
	1,000万円以上	収入　－1,955,000円
65歳以上 S36.1.1以前生まれ	330万円未満	収入　－1,100,000円
	330万円～410万円未満	収入×75%　－　275,000円
	410万円～770万円未満	収入×85%　－　685,000円
	770万円～1,000万円未満	収入×95%　－1,455,000円
	1,000万円以上	収入　－1,955,000円

令和3年度より公的年金以外の所得が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しい内容については、お問い合わせ下さい。

※3　所得金額調整控除

下記①又は②の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。（①、②の両方に該当する場合、①の控除後に②の金額を控除します。）
①給与等の収入金額が850万円を超え、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合
（1）本人が特別障害者に該当する　（2）年齢23歳未満の扶養親族を有する　（3）特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額=（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
②給与収入及び公的年金収入があり、給与所得控除後の所得金額と公的年金等控除後の所得金額に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額=［給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円

5.所得控除の種類　※市民税・県民税は広く負担を求めるため、控除額が所得税よりも低く設定されているものがあります。

控除の種類		市民税・県民税（令和8年度）	所得税（令和7年分）
雑損控除		（損失額－保険金等による補填額）－（総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のいずれか多い金額	
選択制	医療費控除	（支払った医療費－保険等により補填された額）－（10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額）　※ 限度額200万円	
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	支払った特定一般用医薬品等購入費－補填額－1万2千円　※限度額8万8千円	
社会保険料控除		支払った社会保険料の合計額	
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済契約の掛金又は確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済の掛金	
生命保険料控除	新契約 平成24年1月1日以後の契約	年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～12,000円 ／ 支払金額の全額 12,001円～32,000円 ／ 支払金額×1/2+6,000円 32,001円～56,000円 ／ 支払金額×1/4+14,000円 56,001円～ ／ 28,000円	年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～20,000円 ／ 支払金額の全額 20,001円～40,000円 ／ 支払金額×1/2+10,000円 40,001円～80,000円 ／ 支払金額×1/4+20,000円 80,001円～ ／ 40,000円
	旧契約 平成23年12月31日以前の契約	年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～15,000円 ／ 支払金額の全額 15,001円～40,000円 ／ 支払金額×1/2+7,500円 40,001円～70,000円 ／ 支払金額×1/4+17,500円 70,001円～ ／ 35,000円	年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～ 25,000円 ／ 支払金額の全額 25,001円～ 50,000円 ／ 支払金額×1/2+12,500円 50,001円～100,000円 ／ 支払金額×1/4+25,000円 100,001円～ ／ 50,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額120,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額（限度額40,000円）
地震保険料控除		控除額 支払金額×1/2（限度額25,000円）	控除額 支払金額の全額（限度額50,000円）
旧長期損害保険料		年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～ 5,000円 ／ 支払金額の全額 5,001円～15,000円 ／ 支払金額×1/2+2,500円 15,001円～ ／ 10,000円	年間の支払保険料等 ／ 控除額 ～10,000円 ／ 支払金額の全額 10,001円～20,000円 ／ 支払金額×1/2+5,000円 20,001円～ ／ 15,000円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、限度額は25,000円（所得税の限度額は50,000円）			
障害者控除		普通障害者 ／ 26万円 特別障害者 ／ 30万円 同居特別障害者 ／ 53万円	普通障害者 ／ 27万円 特別障害者 ／ 40万円 同居特別障害者 ／ 75万円
寡婦・ひとり親控除		寡婦 ／ 26万円 ひとり親 ／ 30万円	寡婦 ／ 27万円 ひとり親 ／ 35万円
勤労学生控除		26万円	27万円
配偶者控除 ※納税義務者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。		納税義務者の合計所得金額（年間給与収入） ～900万円（～1,095万円）／ ～950万円（～1,145万円）／ ～1,000万円（～1,195万円）／ 1,000万円超（1,195万円超） 一般 ／ 33万円 ／ 22万円 ／ 11万円 ／ 適用なし 老人（70歳以上） ／ 38万円 ／ 26万円 ／ 13万円 ／ 適用なし	納税義務者の合計所得金額（年間給与収入） ～900万円（～1,095万円）／ ～950万円（～1,145万円）／ ～1,000万円（～1,195万円）／ 1,000万円超（1,195万円超） 一般 ／ 38万円 ／ 26万円 ／ 13万円 ／ 適用なし 老人（70歳以上） ／ 48万円 ／ 32万円 ／ 16万円 ／ 適用なし
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額（年間給与収入）	納税義務者の合計所得金額（年間給与収入） ～900万円（～1,095万円）／ ～950万円（～1,145万円）／ ～1,000万円（～1,195万円）／ 1,000万円超（1,195万円超） 58万円超～100万円以下（123万円超～165万円以下） ／ 33万円 ／ 22万円 ／ 11万円 ／ 適用なし 100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下） ／ 31万円 ／ 21万円 105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下） ／ 26万円 ／ 18万円 ／ 9万円 110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下） ／ 21万円 ／ 14万円 ／ 7万円 115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下） ／ 16万円 ／ 11万円 ／ 6万円 120万円超～125万円以下（185万円超～190万4千円以下） ／ 11万円 ／ 8万円 ／ 4万円 125万円超～130万円以下（190万4千円超～197万2千円以下） ／ 6万円 ／ 4万円 ／ 2万円 130万円超～133万円以下（197万2千円超～201万6千円以下） ／ 3万円 ／ 2万円 ／ 1万円 133万円超（201万6千円以上） ／ 適用なし	納税義務者の合計所得金額（年間給与収入） ～900万円（～1,095万円）／ ～950万円（～1,145万円）／ ～1,000万円（～1,195万円）／ 1,000万円超（1,195万円超） 58万円超～95万円以下（123万円超～160万円以下） ／ 38万円 ／ 26万円 ／ 13万円 ／ 適用なし 95万円超～100万円以下（160万円超～165万円以下） ／ 36万円 ／ 24万円 ／ 12万円 100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下） ／ 31万円 ／ 21万円 ／ 11万円 105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下） ／ 26万円 ／ 18万円 ／ 9万円 110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下） ／ 21万円 ／ 14万円 ／ 7万円 115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下） ／ 16万円 ／ 11万円 ／ 6万円 120万円超～125万円以下（185万円超～190万4千円以下） ／ 11万円 ／ 8万円 ／ 4万円 125万円超～130万円以下（190万4千円超～197万2千円以下） ／ 6万円 ／ 4万円 ／ 2万円 130万円超～133万円以下（197万2千円超～201万6千円以下） ／ 3万円 ／ 2万円 ／ 1万円 133万円超（201万6千円以上） ／ 適用なし
扶養控除 ※納税義務者と生計を一にする親族の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。		年少扶養（16歳未満） ／ 0円 一般 ／ 33万円 特定（19歳以上23歳未満） ／ 45万円 老人（70歳以上） 同居老親等 ／ 45万円 老人（70歳以上） 上記以外 ／ 38万円	年少扶養（16歳未満） ／ 0円 一般 ／ 38万円 特定（19歳以上23歳未満） ／ 63万円 老人（70歳以上） 同居老親等 ／ 58万円 老人（70歳以上） 上記以外 ／ 48万円
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額（年間給与収入）	58万円超～ 95万円以下（123万円超～160万円以下） ／ 45万円 95万円超～100万円以下（160万円超～165万円以下） ／ 41万円 100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下） ／ 31万円 105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下） ／ 21万円 110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下） ／ 11万円 115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下） ／ 6万円 120万円超～123万円以下（185万円超～188万円以下） ／ 3万円 123万円超（188万円超） ／ 適用なし	特定親族の合計所得金額（年間給与収入） 58万円超～ 85万円以下（123万円超～150万円以下） ／ 63万円 85万円超～ 90万円以下（150万円超～155万円以下） ／ 61万円 90万円超～ 95万円以下（155万円超～160万円以下） ／ 51万円 95万円超～100万円以下（160万円超～165万円以下） ／ 41万円 100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下） ／ 31万円 105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下） ／ 21万円 110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下） ／ 11万円 115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下） ／ 6万円 120万円超～123万円以下（185万円超～188万円以下） ／ 3万円 123万円超（188万円超） ／ 適用なし
基礎控除		納税義務者の合計所得金額 ／ 控除額 2,400万円以下 ／ 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 ／ 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 ／ 15万円 2,500万円超 ／ 0円	納税義務者の合計所得金額 ／ 控除額 132万円以下 ／ 95万円 132万円超　336万円以下 ／ 88万円 336万円超　489万円以下 ／ 68万円 489万円超　655万円以下 ／ 63万円 655万円超 2,350万円以下 ／ 58万円 2,350万円超 2,400万円以下 ／ 48万円 2,400万円超 2,450万円以下 ／ 32万円 2,450万円超 2,500万円以下 ／ 16万円 2,500万円超 ／ 0円

6.税率

①均等割額（税を負担する能力のある人が広く均等に負担するものです。）

市民税	3,000円
県民税	1,800円※

※県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる「県民緑税」です。

② 所得割の税率（所得に応じて負担するものです。）

◎総合課税分

課税所得	市民税	県民税
	6%	4%

◎分離課税分

〈株式譲渡所得等の税率〉

区分	市民税	県民税
一般株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の譲渡所得	3%	2%
上場株式等の配当所得等　※	3%	2%
先物取引の事業所得・雑所得	3%	2%

※申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等に限ります。

〈長期譲渡所得の税率〉
譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地、建物などの譲渡による所得をいいます。

区分		市民税	県民税
一般の長期譲渡所得		3%	2%
優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産に係る長期譲渡所得	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3%	2%

〈短期譲渡所得の税率〉
譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地、建物などの譲渡による所得をいいます。

区分	市民税	県民税
一般の短期譲渡所得	5.4%	3.6%
国または地方公共団体等に対する短期譲渡所得	3%	2%

③森林環境税（国税）

一律1,000円※

※温室効果ガスの削減や災害防止を図るための森林整備等の必要な財源を確保することを目的とした「国税」です。個人住民税と合わせて市区町村が賦課徴収した税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されるしくみとなっています。

7.税額控除の種類

◎調整控除額

税源移譲に伴う所得税と市民税・県民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税の所得割額から控除します。
※令和3年度より合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されないこととされました。

合計課税所得金額	控除される額の計算
200万円以下の人	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額
200万円超の人	次の①金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

〈所得税と市民税・県民税の人的控除差〉

種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除		1万円
勤労学生控除		1万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

種類		金額（納税者の合計所得金額）		
区分		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円

※上記の表の合計課税所得金額とは、課税標準額（課税される所得金額）のうち、総合課税分、退職所得金額及び山林所得金額の合計額で、長期譲渡所得等の分離課税分に係る課税所得金額は含みません。

◎税額調整額

非課税基準の金額を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が非課税基準を下回ることのないよう税額を調整する控除です。

◎配当控除額

総合課税分の金額の中に対象となる配当所得がある場合には、算出税額から一定の金額を控除します。

種類 ＼ 課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

対象となる配当所得
①剰余金の配当
②利益の配当
③剰余金の分配
④証券投資信託の収益の分配
⑤特定株式投資信託の収益の分配

◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けた場合、（1）と（2）のいずれか少ない額を所得割額から控除します。（市民税控除額3/5、県民税控除額2/5）
（1）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
（2）所得税の課税総所得金額等に（所得税の基礎控除額－48万円）を加えた額の5%（最高97,500円）。ただし、居住年が平成26年から令和6年までであって、特定取得、特別特定取得に該当する場合には、所得税の総所得金額等の額の7%（最高136,500円）。

◎寄附金税額控除額

〈対象となる寄附金〉
㋐都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
㋑兵庫県共同募金会または日本赤十字社兵庫県支部への寄附金
㋒兵庫県の条例で指定された寄附金
（※県民税のみが寄附金控除の対象となります）
㋓明石市の条例で指定された寄附金
（※市民税のみが寄附金控除の対象となります）
㋔災害救助法の適用を受けた自治体に対して、共同募金会・日本赤十社を通じて支払った義援金（ふるさと納税）

〈計算のしかた〉　次の①②③の合計額を市民税・県民税の所得割から控除します。
①基本控除額
市民税：（寄附金額－2,000円）×6%
県民税：（寄附金額－2,000円）×4%
※対象寄附金額は総所得金額等の合計額の30%が限度
②特例控除額（㋐㋑の寄附金のみ適用）
市民税：（寄附金額－2,000円）×表Aの該当する割合×3/5
県民税：（寄附金額－2,000円）×表Aの該当する割合×2/5
※市民税・県民税の所得割（調整控除後）の20%が限度
※令和元年6月1日以後の寄附金は、総務大臣が適当と認める都道府県または市区町村分のみ特例控除の対象となります。
③申告特例控除額（㋒の寄附金のうち申告特例の申請があったもののみ適用）
市民税：②で求めた市民税特例控除額×表Bの該当する割合
県民税：②で求めた県民税特例控除額×表Bの該当する割合

表A

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

表B

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額	割合
0円以上195万円以下	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

※所得税の確定申告や市民税・県民税申告書を提出した人は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなりますので、申告時にふるさと納税の申告も併せて行う必要があります。

＜ふるさと納税による寄附金税額控除適用のイメージ＞

ふるさと納税による寄付金額 － 2,000円		
①基本控除額	② 特例控除額	③申告特例控除額（または所得税控除額）

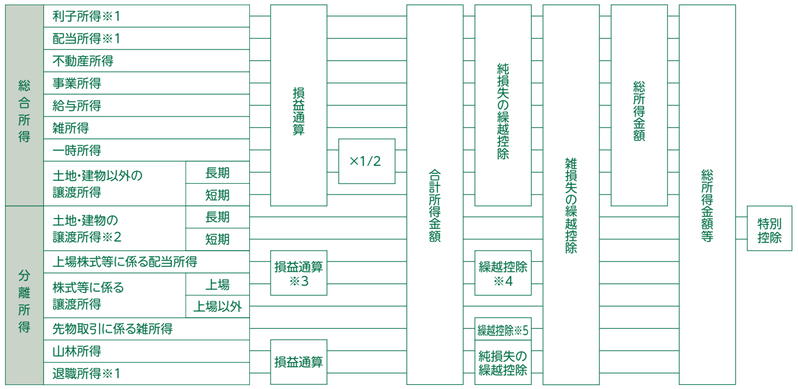
◎外国税額控除額

外国の法令により所得税や住民税に相当する税を課された場合には国際間の二重課税を調整するために、政令で定める一定額を限度として、所得税から控除できなかった金額を市民税・県民税の所得割額から控除します。確定申告書に外国税額控除額計算書が添付されていない場合は控除されません。

◎配当割額・株式譲渡所得割額控除額

配当割額・株式譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額・株式譲渡所得割額を税額控除後の市民税・県民税から控除します。　※確定申告書に配当割額・株式譲渡所得割額の記入がない場合は控除されません。

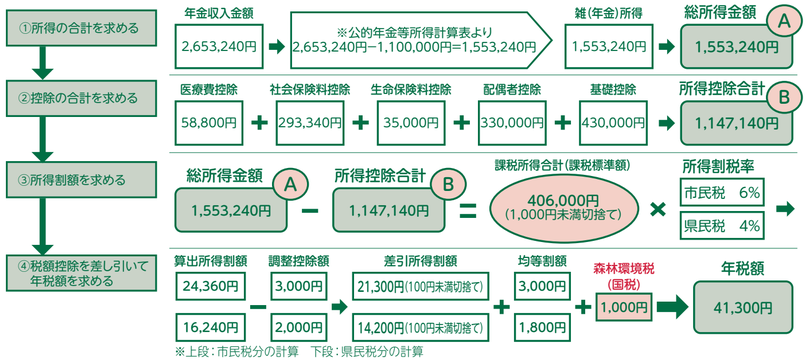
8.合計所得金額・総所得金額等の関係図



※1　源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。
※2　特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
※3　株式等譲渡所得の損失額について分離配当所得等との損益通算及び繰越控除ができます。
※4　前年前3年以内に※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。
※5　前年前3年以内に先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

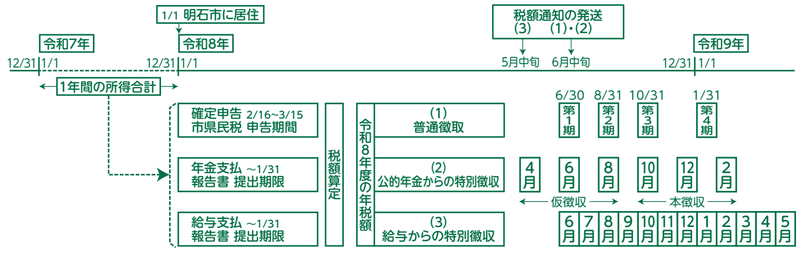
9.税額の計算例

明石　太郎さん（昭和33年8月1日生まれ　67歳）の例で計算してみましょう。
家族構成　本人、妻（62歳）所得なし
公的年金収入　2,653,240円
控除金額　医療費支払額136,462円　国民健康保険料（介護保険料含む）293,340円　生命保険料支払額（旧契約一般分）115,400円



※上段：市民税分の計算　下段：県民税分の計算

10.税額算定の流れと納税の方法・時期について



(1)「普通徴収」
本人に送付された納付書により、年税額を4期（6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日）に分割して納付（口座振替を含む）する方式です。【金融機関・コンビニ・市役所等の窓口で納付、スマートフォン・パソコンによる納付】

(2)「公的年金からの特別徴収（天引き）」
年金保険者（厚生労働大臣等）が納税義務者の年6回（4月～翌年2月の偶数月）支給の公的年金から差し引いたものを市町村に納入する方式です。（しおり「3.　公的年金からの特別徴収（天引き）制度について」をご覧ください。）

(3)「給与からの特別徴収」
会社等給与支払者が納税義務者の毎月（6月～翌年5月）の給与から差し引いたものを市町村に納入する方式です（年税額を12等分します）。

(4)「複数の所得がある場合の徴収」
上記の徴収を併用して納入する方式です。

例1：「給与からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合
令和8年度の「年税額」 − 「給与からの特別徴収」の税額 ＝ 「普通徴収」の税額

例2：「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合
令和8年度の「年税額」 − 「公的年金からの特別徴収」の税額 ＝ 「普通徴収」の税額

例3：「給与からの特別徴収」と「公的年金からの特別徴収」と「普通徴収」がある場合
令和8年度の「年税額」 − 「給与からの特別徴収」の税額 − 「公的年金からの特別徴収」の税額 ＝ 「普通徴収」の税額

11.勤務先を退職（再就職）等された人へ

会社等に勤務されている人の市民税・県民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引かれ、会社等給与支払者が市役所へ納入することになっています（給与からの特別徴収）。この間に退職等の理由により、勤務先の給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引くことができなくなった場合は、その未納額は個人で納付書により直接納付していただきます（普通徴収）。なお、普通徴収の納期は4回（6月末日、8月末日、10月末日、翌年1月末日）に分かれており、原則、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

（例）年税額240,000円の人が8月末日で退職し、勤務先から9月に届出があった人の場合、第1期と第2期の納期が経過しているため、第3期と第4期の2回に分けて、9月から5月までの未納額180,000円を納付していただきます。

【在職中：給料からの差し引き予定額(円)】

年税額	徴収済額			未徴収額								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
240,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	60,000			180,000								

退職

【退職後：納付書により直接納付していただく額(円)】

普通徴収税額	第1期	第2期	第3期	第4期
180,000	—	—	90,000	90,000
納期	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日

退職等に伴って「普通徴収」へ切り替わった人が再就職等された場合、勤務先へのご依頼に基づき「特別徴収」へ切り替えできる場合があります

その場合、勤務先の給与担当者に納税通知書を提示し、**給与担当者より市民税課へ「特別徴収切替申請書」をご提出いただくようご依頼ください。**（ただし、令和8年4月1日現在、65歳以上の人は公的年金等の所得にかかる税額については、給与からの特別徴収に変更できません。）

12.市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）制度について

次のような理由により納税が著しく困難になった人を対象に、市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）申請を受け付けています。減免（免除）制度の適用を受けるには申請が必要です。
（森林環境税の免除申請は、令和7年中の合計所得金額が100万円以下で㋐または㋑に該当する人、㋒、㋓に該当する人です。）

(注1) 下記要件に該当するかを、オンライン確認することができます。
(注2) ア・イ※・エに該当する人は、オンライン申請することができます。
（※育児休業期間が令和9年1月1日以降に終了する「休職」に限る）
(注3) 郵送による申請も受付けしていますので、くわしくはお問い合わせください。

→【減免申請確認フォーム】くわしくはこちらから→

減免（免除）申請のできる人　(注4) ㋐～㋓に該当される人で、オンライン確認されない場合は、申請要件について必ず市民税課へお問い合わせください。

㋐ 令和7年中の給与所得に対して所得割が課税されている人のうち、令和7年中の合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかにあてはまる人。
①現在、雇用保険の基本手当を受給している人。**（受給資格者証第3面に基本手当等・支給金額が印字されていること。）**
②雇用保険の基本手当を受給していた人。**（基本手当の支給終了後、引き続き現在も無職であること。）**
③勤務先を退職後、現在まで3ケ月以上無職の状態が継続している人。（雇用保険に未加入または公的年金の受給を選択したため、雇用保険の基本手当を受給できない場合。）
（①②③は給与所得に対して所得割が課税されている人を対象とするため、令和7年中の所得が公的年金収入だけの人や均等割のみ課税されている人は対象となりませんのでご注意ください。）

㋑ 令和7年中の給与所得や事業所得に対して所得割が課税されている人のうち、**退職・休職・転職・倒産・廃業**により、令和8年中の合計所得金額が令和7年中の譲渡等の一時所得を除く合計所得金額と比べ5割以下に減少している人。（令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること。）**(注4)**
（令和8年中1年間の所得が確定した時点で、令和7年中の所得と比較して5割以下に減少しているか判定するため、令和8年中は減免の申請はできませんのでご注意ください。【育児休業期間が令和9年1月1日以降に終了する「休職」を除く】）

㋒ 疾病及び天災・事故等による負傷のため、3ケ月以上引き続き入院または通院の状態で、3ケ月以上無収入の状態が続いている人。（令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること。）**(注4)**

㋓ 納税義務者が死亡し、納税義務を承継した相続人のうち、納税が著しく困難であると認められる人。
（相続人が納税義務者の事業を継承していないこと、納税義務者・相続人ともに令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること。）**(注4)**

㋔ 令和8年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当し所得割が課税されている人のうち、令和7年中の合計所得金額が155万円以下の人。**(注4)**

㋕ 災害により被害を受けた人。**(注4)**

㋖ 生活保護法による生活扶助を受けている人。**(注4)**

ご持参いただくもの
㋐の①・②に該当する人・・・□令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書
□雇用保険受給資格者証
㋐の③に該当する人・・・・・□令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書
□退職日が確認できる書類**（市民税課へお問い合わせください。）**
㋑～㋖に該当する人・・・・・**市民税課へお問い合わせください。**

申請期限
課税される年度の3月31日まで。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、申請期限を延長できる場合があります。申請期限の延長について、くわしくは市民税課へお問い合わせください。

申請場所
明石市役所　市民税課（西庁舎1階）明石市 中崎1丁目5番1号　☎(078) 918−5013（直通）
大久保市民センター　〃　大久保町大窪612番地の1
魚住市民センター　〃　魚住町西岡500番地の1
二見市民センター　〃　二見町東二見457番地の1

13.納税義務者が死亡された場合について（相続人代表者となられた人へ）

令和8年度市民税・県民税・森林環境税は令和8年1月1日現在、明石市に住所があり、令和7年中の所得金額が一定額以上あった方に課税されます。（1月2日以降に死亡された場合であっても課税されます）
納税通知書は納税義務者が死亡された日が1月2日から納税通知書を送付するまでの場合は相続人代表者へ6月中旬に送付します。なお、納税通知書を送付した後に納税義務者が死亡され、確定申告等により税額が変更になった場合も相続人代表者へ送付します。
死亡された方に市民税・県民税が課税されている場合、相続人に納税義務が承継されますので、相続人が納付していただくことになります。

納期限までに税金を納付されない場合
①納期限までに税金を納付されない場合には、督促状を発し、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに税金を納付されない場合には、滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。
②納期限までに税金を納付されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。）に地方税法で定める割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。

14.Q&A（よくあるお問合せ）

Q1　現在、明石市に住んでいないのに、納税通知書が届きましたが？

A　市民税・県民税・森林環境税はその年の1月1日現在に居住している市町村において課税されます。令和8年1月1日は明石市に居住されていましたので、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は明石市へ納めていただきます。

Q2　ふるさと納税をする場合の、寄付金上限額を知りたいのですが？

A　明石市ホームページの税額試算のページで上限額の試算ができますのでご利用ください。
※窓口、電話等でふるさと納税上限額の試算はしておりませんので、ご了承ください。　明石　住民税　試算　検索

Q3　公的年金から差し引かれる個人住民税の特別徴収（天引き）とはどのような制度ですか？

A　公的年金から差し引かれている「個人住民税」は明石市に納めていただいている市民税・県民税・森林環境税です。この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。（徴収方法については、しおり「3.公的年金からの特別徴収（天引き）制度について」をご覧ください。）

Q4　今年度の納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収（天引き）税額と異なる金額が、4月・6月・8月に徴収されているのは誤りですか？

A　公的年金からの特別徴収制度の仕組みによるもので、計算等の誤りではありません。公的年金からの特別徴収は、仮徴収と本徴収に分かれており、4月・6月・8月については前年度の年税額の2分の1の金額を仮徴収として天引きすることとなっています。（前年度の納税通知書に税額の記載あり。8月分は天引きされない場合もあります。）そのため、仮徴収として天引きされた税額よりも、今年度の納税通知書に記載された税額の方が少ない場合は、後日差額を還付させていただきます。4月・6月の差額は、7月末頃から還付のご案内を順次送付し、振込依頼書の返送後、2週間程度でご指定の口座に振込いたします。また、8月に天引きがあった場合の差額は9月末頃の案内を予定しています。

Q5　公的年金からの特別徴収（天引き）がされているにもかかわらず納付書が届きましたが？

A　公的年金からの特別徴収（天引き）は「公的年金等所得に係る税額」のみを徴収します。公的年金等以外の所得がある人は、その所得に係る税額を納付書等（口座振替や給与からの特別徴収を含む）で納付していただきます。（しおり「10. 税額算定の流れと納税の方法・時期について（4）複数の所得がある場合の徴収」をご覧ください。）
また、前年度に公的年金からの特別徴収（天引き）が停止となった人は、今年度は10月からの特別徴収再開となるため、第1期（6月）と第2期（8月）は納付書等（口座振替を含む）で納付していただきます。（しおり「3.公的年金からの特別徴収（天引き）制度について」をご覧ください。）

Q6　公的年金等収入が400万円以下の場合は、申告不要と聞いていたのに税額が上がりましたが？

A　「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方で、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・県民税の減額を受けようとする場合は、申告が必要となります。特に、公的年金から天引きされていない国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を支払った方は、市民税・県民税の申告が必要です。
公的年金支払者への「扶養控除申告書」の未提出等に伴い所得控除の適用漏れがないかご確認ください。所得控除の詳細については、「令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書3ページ」の右側をご覧ください。申告漏れがある場合は、税額決定後でも所得控除の追加の申告ができます。

Q7　給与収入が160万円以下で所得税は非課税のはずなのに納税通知書が届きましたが？

A　あなたの収入が159万円の場合、所得金額は給与収入159万円から65万円（給与所得控除）を控除した94万円になります。所得税は基礎控除が95万円であるため、給与収入が160万円以下は課税されません。一方、市民税・県民税（住民税）の基礎控除は43万円であり、かつ、非課税の基準額は45万円以下のため、給与収入に換算すると110万円を超えると市民税・県民税・森林環境税が課税されることになります。（しおり「2.市民税・県民税が課税されない人」をご覧ください。）

給与の収入	あなた自身に税金がかかるか		あなたの配偶者が配偶者控除を受けられるか		あなたの配偶者が配偶者特別控除を受けられるか	
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税
110万円以下	かからない	かからない	受けられる		受けられない	
110万円超 123万円以下	かかる	かからない				
123万円超 160万円以下	かかる	かからない	受けられない		受けられる（※）	
160万円超 201万6千円未満	かかる	かかる				
201万6千円以上	かかる	かかる			受けられない	

※配偶者の給与収入が1,195万円超のときは対象外になります。

Q8　昨年は働いていましたが、現在は無職であるのに納税通知書が届きましたが？

A　市民税・県民税・森林環境税は前年中の所得に対して課税されます。令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は、あなたが働いておられた令和7年中（1月～12月）の所得を基に計算しているため、現在働かれているかどうかにかかわらず、令和8年6月から納付していただくことになります。

Q9　退職後、同時期に課税年度の異なる2通の納税通知書が届いたのはなぜですか？
私は令和8年3月31日に退職しました。その後、6月に令和8年度の納税通知書が送られてきましたが、同時期に令和8年度納税通知書（令和7年度課税分）と記載された納税通知書も送られてきました。2通とも納める必要があるのでしょうか。

A　2通の納税通知書は課税年度が異なりますので、別の市民税・県民税・森林環境税とご理解ください。令和8年度分とは、令和7年中の所得に対する市民税・県民税・森林環境税です。一方、令和7年度課税分とは、令和6年中の所得に対する市民税・県民税であり、退職されたことにより4月分と5月分の給与から市民税・県民税を天引きできなくなったためにお送りしました。

Q10　私はサラリーマンで毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きされているのに、さらに、同じ課税年度の普通徴収の納税通知書が自宅へ送られてきたのはなぜでしょうか？

A　サラリーマンで給与所得以外の所得（特に、所得税の確定申告をされた「不動産の譲渡による所得」など）を有する場合については、税額が大きくなるため、特別徴収の給与所得以外の所得分について、普通徴収の納税通知書で納めていただくようお送りしました。なお、この納税通知書では、「1年間の税額の合計」から「特別徴収による税額」を差し引いた「残りの税額」を納付していただくことになっています。

Q11　所得割額の算定において税額控除（寄附金税額控除額、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額）が適用されていないのですが？

A　市民税・県民税で控除対象となる寄附金（ふるさと納税等）を確定申告書で申告している場合は、確定申告書第二表「住民税に関する事項」（確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」）の「寄附」欄に対象となる寄附金額の正しい記入がないと市民税・県民税で控除を受けることができません。
また、配当所得や株式等譲渡所得を申告しており、特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）がある場合も、確定申告書第二表の「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」欄に特別徴収された住民税（配当割額・株式等譲渡所得割額）の記入がないと控除や還付を受けることができません。
なお、確定申告書に記入することを忘れていた場合は、市民税・県民税申告書により「寄附金税額控除」や「配当割額控除額」・「株式等譲渡所得割額控除額」を申告していただくことで控除を受けることができますので、ご相談ください。